

令和3年度 第16回庁議要旨

日時：令和3年11月22日（月）
午後2時30分～午後3時10分
会場：庁議室

[審議事項]

1 放課後児童クラブの位置の変更について（河南総合支所・福祉部）

和渕地区放課後児童クラブは、和渕小学校の余裕教室を利用して開設しているが、令和4年度から特別支援学級の増設に伴い、現在放課後児童クラブで利用している教室を小学校へ返還するため、新たな開設場所が必要となった。

近隣の市有施設（和渕老人憩の家）の一部を改修し、保護者の就労等により保育を受けられない小学生の遊びと生活の場として整備することで、引き続き児童の安全確保と健全育成を図る。

(1) 主な内容

【対象の放課後児童クラブ】

和渕地区放課後児童クラブ

【変更内容】

	現行	変更後
場所	石巻市立和渕小学校内余裕教室	和渕老人憩の家内
所在地	石巻市和渕字佐沼川200番地	石巻市和渕字佐沼川18番地
定員	30人	30人

変更予定日：令和4年4月1日

(2) 今後の予定

令和3年12月 市議会第4回定例会に関係条例の一部改正及び関係補正予算案について提案
(施行予定年月日：令和4年4月1日)

[報告事項]

1 第2次石巻市総合計画実施計画（令和4年度～令和6年度）について（復興政策部）

第2次石巻市総合計画基本計画（令和3年度～令和7年度）が示す施策の実現に必要な具体的な事業の概要を明らかにし、毎年度における予算編成及び事業実施の具体的指針とするため、実施計画を策定するもの。

(1) 主な内容

① 計画期間とローリング方式

ア 計画期間：令和4年度から令和6年度までの3か年度

イ ローリング方式：社会情勢の変化や財政状況を勘案し、毎年度、見直しを実施し、個々の事業調整を行う。

② 掲載対象：基本計画に掲げている施策に基づく各種事業のうち、市が実施する主な事業を

施策単位ごとに掲載する。なお、国、県及び民間が事業主体となって行う事業であっても、市が事業費を負担・助成する事業は掲載する。行政内部事務、施設の運営・維持管理事業等は除く。

- ③ 構成：実施計画の概要（新規事業等）、施策別事業実施計画（建設事業一覧等）、第2期復興・創生期間に係る対応事業一覧、人口戦略事業一覧

- ④ 実施計画計上事業数及び建設事業費（3か年度分の事業費）（単位：千円）

区 分	総事業数	建設事業	
		事業数	事業費
第1章 住民同士の絆・支え合いで安全安心に暮らせるまち	40	6	1,396,287
第2章 都市と自然が調和し快適とやすらぎが生まれるまち	55	31	17,992,016
第3章 共に支え合い誰もが生きがいを持ち自分らしく健康に暮らせるまち	104	7	2,649,244
第4章 多彩な人材が活躍し誇りと活気にあふれるまち	70	19	4,673,339
第5章 豊かな心を育みいのちを未来につなぐまち	54	12	5,268,937
第6章 市民の声が共鳴し市民と行政が共に創るまち	13	2	161,740
合 計	336	77	32,141,563

※ 各種特別会計、企業会計の建設事業を含む。

- (2) 今後の予定

令和3年12月 ホームページ上で公表（予定）

2 財政収支見通しと今後の対応について（財務部）

財政の健全な運営と事務の計画的・効率的な遂行を図るため、今後見込まれる事業費とその財源を加味した、令和4年度から令和6年度までの3か年の財政収支見通しを策定するとともに、復興期間終了後を見据えた今後の財源不足等への対応を示し、市議会全員協議会を経て広く市民に周知するもの。

- (1) 主な内容

- ① 財政収支見通しの概要
- ② 歳入の見通し
- ③ 歳出の見通し
- ④ 収支見通し
- ⑤ 今後の対応

※詳細は別紙のとおり

- (2) 今後の予定

令和3年12月中旬 ホームページに掲載

3 災害公営住宅建設事業債の繰上償還について（財務部）

石巻市営住宅管理運営基金について、令和3年10月末時点の残高は、約201億7千万円であ

り、同時点の災害公営住宅建設事業債に係る元利償還見込額の約160億6千万円を大幅に上回っている状況にある。

また、災害公営住宅建設事業債元利償還金に係る公債費負担は、令和4年度以降、年間6億円以上が見込まれている。

災害公営住宅は、当面の間、大規模改修等の予定がないことから、石巻市営住宅管理運営基金を活用し、災害公営住宅建設事業債を全額繰上償還することにより利子負担額を削減し、持続可能な財政基盤の確立に向け、将来の財政負担の軽減を図るもの。

(1) 主な内容

① 繰上償還する市債 災害公営住宅建設事業債（平成26年度から平成30年度まで借入分）

② 繰上償還実施予定日 令和4年3月25日

③ 繰上償還金額

ア 繰上償還元金 14,923,515千円

イ 繰上償還利子 3,521千円

※定期償還日（令和4年3月1日）の翌日から繰上償還実施日までの利子

ウ 繰上償還補償金見込額 478,917千円

合 計 15,405,953千円

※財政融資資金であることから、市が繰上償還後の利子を支払わないことにより国が被る損失に対する補償金を支払う必要がある。

④ 繰上償還の財源 石巻市営住宅管理運営基金を全額充当（15,405,953千円）

(2) 今後の予定

令和3年12月 市議会第4回定例会に関係補正予算案について提案

令和4年 1月 財政融資資金借入金繰上償還承認申請

3月 繰上償還実施

4 指定管理者制度導入施設の事業継続支援について（新型コロナウイルス感染症対策）（財務部・河北総合支所・健康部・産業部）

新型コロナウイルス感染者数の急増に伴い、4月5日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」が仙台市に適用され、これを受けて県内の酒類を提供する飲食店等に営業時間短縮の協力要請が行われた。6月15日に宮城県からの協力要請は解除されたものの、感染の再拡大により7月21日に仙台市に「まん延防止等重点措置」、8月27日には県内全域に「緊急事態宣言」が適用され、感染防止対策の協力要請は10月31日まで継続された。

この期間の不要不急の外出自粛は、各公共施設においても利用者数の減少に繋がり、今後の事業継続に大きな影響を与えている。

公共施設の指定管理者に対し、一定の支援を行うことで雇用の維持と事業の継続を図る。

(1) 主な内容

指定管理者制度を導入している施設のうち、新型コロナウイルス感染拡大に伴う利用者数の減少により、経営状況の悪化から施設維持に影響を及ぼす以下の指定管理者に対し、影響額（収支不足額）の90パーセントを支援する。

- ①石巻市道の駅「上品の郷」 株式会社かほく・上品の郷
- ②石巻健康センター フクシ・ビルワーク共同事業体
- ③石ノ森萬画館 株式会社街づくりまんぼう

(2) 今後の予定

令和3年12月 市議会第4回定例会に関係補正予算案について提案
12月～ 指定管理者と年度協定(変更)を締結

5 石巻市産業連携会議の設置について(産業部)

産業の振興に向け、各種会議の開催や企業訪問等により地域経済界が抱える課題の把握や意見交換等を行ってきたが、支援機関をはじめ各種団体等が一堂に会して意見交換等を行う場がなかった。

また、災害発生時の被災状況の把握や支援制度を一元的に紹介できる場等もなかったことから、令和3年11月に策定した石巻市産業振興計画に本連携会議の設置を位置付けた。

地域経済界や産業支援機関等との情報共有や意見交換により、本市産業の振興及び災害時等における早期の産業復興を図るため、本連携会議を設置するもの。

(1) 主な内容

産業の振興と災害時における早期の産業復興を図るため、石巻市産業連携会議を設置する。

① 所掌事項

- ア 石巻市商工業等の現況や支援制度等に関すること。
- イ 被災状況の把握と必要な支援策等に関すること。
- ウ 前2号に掲げるもののほか、連携会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

② 構成員

以下の者から推薦された者25名以内で構成し、市長が選任する。

- ア 学識経験を有している者
- イ 商業、工業、観光その他の産業に関する事業又は業務に従事している者
- ウ 金融機関に従事している者
- エ 産業を支援する機関に従事している者
- オ 市民で構成される団体に所属している者
- カ 街づくり会社に従事している者
- キ 関係行政機関の職員
- ク 市職員

※必要に応じ構成員以外の者を出席させることができるものとする。

※座長、副座長は上記構成員の互選による。

- ③ 任期 2年(構成員が欠けた場合における補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。)
- ④ 事務局 産業部産業推進課

(2) 今後の予定

令和4年1月中旬～下旬 第1回会議開催
以降、概ね年2回程度の会議開催

6 飼料用米等緊急転換推進事業の実施について（新型コロナウイルス感染症対策）（産業部）

主食用米の1人当たりの消費量減少や人口減少が進む中、主食用米の生産については、毎年需要量に応じた生産を行ってきたところであるが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う外食需要の減少により、令和3年産においては、主食用米の需要見込みを大きく超える生産見込みとなっている。

正常な需給環境を維持することを目的として主食用米から飼料用米等への転換を推進し、米価安定と農業者の所得確保並びに優良米生産地としての基盤を維持するため、飼料用米及びWCS（稲発酵粗飼料）の作付面積を拡大する者に対して助成を行い、水稻生産現場における生産意欲の高揚と生産継続を促すもの。

(1) 主な内容

主食用米の正常な需給環境を維持するため、主食用米から飼料用米及びWCS（稲発酵粗飼料）に転換した面積に対し、10a当たり1,000円を助成する。

飼料用米作付面積	当初面積	221.5ha
	変更後面積	623.7ha
	助成対象面積	403.8ha
WCS作付面積	当初面積	67.8ha
	変更後面積	115.1ha
	助成対象面積	52.4ha

(2) 今後の予定

令和3年12月	市議会第4回定例会に係る補正予算案について提案 飼料用米等緊急転換推進事業実施要領制定
令和4年1月	交付申請受付・交付決定
2月	実績報告
3月	助成金交付

【その他】

- ・子育て世帯への臨時特別給付金について（福祉部）

以上